

（仮称）「池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例」の制定に向け意見を募集します。

最近、近隣自治体の公の施設において、暴力団主催の営利目的のイベント等が開催される事案が相次いでおり、その使用許可に当たっては、トラブルも発生しているところ です。

そこで池田市では、本市でのこうした事案を未然に防ぐため、暴力団による、その利益につながる公の施設の使用を排除する（仮称）「池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例」の制定を進めています。

本条例制定に向け、広く市民の皆さんの意見を伺うため、平成 22 年 1 月 29 日（金）から 2 月 18 日（木）までの期間で、パブリックコメントを実施します。

【パブリックコメントについて】

意見等の提出期間

平成 22 年 1 月 29 日（金）から 2 月 18 日（木）まで（郵送の場合は必着）

提示場所

- （１）池田市ホームページ
- （２）行政情報コーナー（池田市役所 ２階）
- （３）危機管理課（池田市役所 ４階）

提出資格

- （１）本市にお住まいの方
- （２）市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- （３）市内に存する事務所又は事業所に勤務している方
- （４）市内に存する学校等に通われている方
- （５）パブリックコメント手続の対象となる計画等について利害関係を有する方

条例の名称

（仮称）「池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例」（素案）

ご意見の提出方法

次のうちいずれかの方法で提出してください。

- （１）閲覧場所の窓口への提出
 - （２）郵便による送付
〒563-8666 池田市役所市長公室危機管理課（住所不要）
 - （３）ファクスによる送付
ファクス番号：072-752-1495
 - （４）電子メールによる送付
電子メールアドレス：kikikanri@city.iked.osaka.jp
- 【問合せ】危機管理課(TEL：072-754-6263)

その他

提出されたご意見については、個人情報（法人情報を含む。）を除いた上、その概要とそれに対する本市の考え方について、後日池田市ホームページ及び行政情報コーナーで公表します。提出されたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

細部については、池田市パブリックコメント手続要綱によります。

パブリックコメントについて

素案の名称	(仮称)「池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例」
パブリック コメント 手続実施の 目的	最近、近隣自治体の公の施設において、暴力団主催の営利目的のイベント等が開催される事案が相次いでおり、その使用許可に当たっては、トラブルも発生しているところです。 そこで池田市では、本市でのこうした事案を未然に防ぐため、暴力団による、その利益につながる公の施設の使用を排除する(仮称)「池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例」の制定を進めています。 本条例制定に向け、広く市民の皆さんの意見を伺うため、平成22年1月29日(金)から2月18日(木)までの期間で、パブリックコメントを実施します。
実施部局名	市長公室危機管理課
公表内容	(仮称)「池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例」 (素案)
提示場所	1 池田市ホームページ 2 行政情報コーナー (池田市役所 2階) 3 危機管理課 (池田市役所 4階)
意見等の 提出期間	平成22年1月29日から2月18日まで (郵送の場合は必着)
意見等の 提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 1 閲覧場所の窓口への提出 2 郵便による送付 〒563-8666 池田市役所市長公室危機管理課(住所不要) 3 ファクスによる送付 ファクス番号: 072-752-1495 4 電子メールによる送付 電子メールアドレス: kikikanri@city.ikeda.osaka.jp
意見等を 提出できる 方	1 本市にお住まいの方 2 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体 3 市内に存する事務所又は事業所に勤務している方 4 市内に存する学校等に通われている方 5 パブリックコメント手続の対象となる計画等について利害関係を有する方

(仮称)池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例(素案)

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、市民生活の安全と福祉の増進のため、公共の利益に反することとなる暴力団及び暴力団員(以下「暴力団等」という。)による公の施設の使用を制限することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 指定管理者 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(使用の制限)

第3条 市長、教育委員会及び指定管理者(以下「市長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。

2 市長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

3 市長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。

(意見の聴取)

第4条 指定管理者は、必要があると認めるときは、前条第1項及び第2項に規定する認定について、池田警察署長の意見を聴くよう市長又は教育委員会に求めるものとする。

2 市長又は教育委員会は、必要があると認めるとき、又は前項の規定による求めがあったときは、前条第1項及び第2項に規定する認定について、池田警察署長の意見を聴くものとする。

(使用の制限をする施設)

第5条 第3条の使用の制限をする施設は、次の各号に定める施設とする。

- (1) 池田市立人権文化交流センター条例(昭和48年池田市条例第7号)
- (2) 池田市保健福祉総合センター条例(平成20年池田市条例第28号)
- (3) 池田市立コミュニティセンター条例(昭和52年池田市条例第27号)
- (4) 池田市立3R推進センター条例(平成21年池田市条例第5号)
- (5) 池田市葬祭条例(昭和41年池田市条例第25号)

- (6) 池田市都市公園条例（昭和39年池田市条例第15号）
- (7) 池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）
- (8) 池田市立児童文化センター条例（昭和46年池田市条例第5号）
- (9) 池田市立児童館条例（昭和47年池田市条例第8号）
- (10) 池田市立青少年野外活動センター条例（昭和52年池田市条例第24号）
- (11) 池田市立山の家条例（昭和38年池田市条例第20号）
- (12) 池田市立カルチャープラザ条例（昭和59年池田市条例第16号）
- (13) 公民館条例（昭和39年池田市条例第29号）
- (14) 池田市立総合スポーツセンター条例（昭和38年池田市条例第21号）
- (15) 池田市民文化会館条例（昭和49年池田市条例第38号）
- (16) 池田市立ギャラリー条例（昭和60年池田市条例第25号）
- (17) 池田市立上方落語資料展示館条例（平成19年池田市条例第2号）
- (18) 池田市立くれは音楽堂条例（平成19年池田市条例第26号）
- (19) 共同利用施設条例（昭和44年池田市条例第18号）

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(仮称) 池田市公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例素案と解説

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、市民生活の安全と福祉の増進のため、公共の利益に反することとなる暴力団及び暴力団員（以下「暴力団等」という。）による公の施設の使用を制限することを目的とする。

■第1条は、本条例の目的を定めたものです。

○本条例は、市民生活の安全と福祉の増進のため、公共の利益に反することとなる暴力団と暴力団員による公の施設の使用を制限するものです。

○公の施設とは、法律又は条例の規定により、住民の福祉を増進するために地方公共団体（池田市）が設置する、住民による利用を主として考える施設のことをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

■第2条は、本条例で使用する重要な用語を定義しています。

○本条は、本条例を定めるに当たり、認識を共通にしておくべき用語について定義したものです。

○第1号「暴力団」 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

○第2号「暴力団員」 暴力団の構成員をいいます。

○第3号「指定管理者」 効果的に公の施設の設置の目的を達成するよう、その施設の管理を行わせる目的で市が指定する者をいいます。

(使用の制限)

第3条 市長、教育委員会及び指定管理者（以下「市長等」という。）は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。

2 市長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

3 市長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。

■第3条は、使用の制限を定めたものです。

- 市長や教育長、指定管理者は、暴力団等による使用が、その利益につながると判断したときは、その使用を許可しないことを示しています。
- 既に暴力団等による公の施設の使用を許可した場合でも、その利益につながると判断した場合は、その使用を取り消したり、使用の中止を命じることを示しています。
- 使用を取り消したり、使用の中止を命じた場合でも、それによって発生した損害については、市は賠償しないことを示しています。

（意見の聴取）

第4条 指定管理者は、必要があると認めるときは、前条第1項及び第2項に規定する認定について、池田警察署長の意見を聴くよう市長又は教育委員会に求めるものとする。

2 市長又は教育委員会は、必要があると認めるとき、又は前項の規定による求めがあったときは、前条第1項及び第2項に規定する認定について、池田警察署長の意見を聴くものとする。

■第4条は、意見の聴取について定めたものです。

- 指定管理者は、暴力団等の利益につながるおそれがある使用の可能性を考えた場合は、市長と教育委員会に対して、池田警察署長に意見を聴くよう求めることを示しています。
- 市長と教育委員会は、自らが、暴力団等の利益につながるおそれがある使用の可能性を考えた場合、そして上記のとおり指定管理者から求めがあった場合は、池田警察署長に意見を聴くことを示しています。

（使用の制限をする施設）

第5条 第3条の使用の制限をする施設は、次の各号に定める施設とする。

- (1) 池田市立人権文化交流センター条例（昭和48年池田市条例第7号）
- (2) 池田市保健福祉総合センター条例（平成20年池田市条例第28号）
- (3) 池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）
- (4) 池田市立3R推進センター条例（平成21年池田市条例第5号）
- (5) 池田市葬祭条例（昭和41年池田市条例第25号）
- (6) 池田市都市公園条例（昭和39年池田市条例第15号）
- (7) 池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）
- (8) 池田市立児童文化センター条例（昭和46年池田市条例第5号）
- (9) 池田市立児童館条例（昭和47年池田市条例第8号）
- (10) 池田市立青少年野外活動センター条例（昭和52年池田市条例第24号）
- (11) 池田市立山の家条例（昭和38年池田市条例第20号）
- (12) 池田市立カルチャープラザ条例（昭和59年池田市条例第16号）
- (13) 公民館条例（昭和39年池田市条例第29号）
- (14) 池田市立総合スポーツセンター条例（昭和38年池田市条例第21号）
- (15) 池田市民文化会館条例（昭和49年池田市条例第38号）

- (16)池田市立ギャラリー条例（昭和 6 0 年池田市条例第 2 5 号）
- (17)池田市立上方落語資料展示館条例(平成 1 9 年池田市条例第 2 号)
- (18)池田市立くれは音楽堂条例(平成 1 9 年池田市条例第 2 6 号)
- (19)共同利用施設条例(昭和 4 4 年池田市条例第 1 8 号)

■ 第 5 条は、使用を制限する公の施設を定めたものです。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

■ 第 6 条は、委任について定めたものです。

○この条例で規定していない事項については、市規則と市教育委員会規則で定めることを示しています。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

■ この条例の施行期日を定めたものです。